

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年9月30日
【事業年度】	第16期（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	フィーチャ株式会社
【英訳名】	Ficha Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 脇 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03 - 6907 - 0312（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO管理部長 立花 嵩大
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
【電話番号】	03 - 6907 - 0312（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO管理部長 立花 嵩大
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (千円)	210,396	282,465	419,701	260,356
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	50,661	5,531	90,800	62,549
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 ( ) (千円)	42,587	8,203	66,537	62,150
包括利益 (千円)	42,266	8,621	66,061	60,666
純資産額 (千円)	395,026	386,405	524,227	506,680
総資産額 (千円)	438,853	449,340	578,065	544,524
1株当たり純資産額 (円)	0.31	1.33	96.92	92.15
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 ( ) (円)	8.10	1.56	12.62	11.31
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	12.50	-
自己資本比率 (%)	90.0	86.0	90.7	93.1
自己資本利益率 (%)	16.9	-	14.6	-
株価収益率 (倍)	-	-	332.40	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,410	1,225	36,496	6,238
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	5,358	47,235	18,813	5,830
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	222,622	5,012	62,917	43,120
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	395,642	339,854	419,513	451,874
従業員数 (人)	16	22	21	25
(外、平均臨時雇用者数)	(11)	(13)	(13)	(12)

(注) 1. 当社は第13期より、連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第14期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社株式は、2020年6月24日に東京証券取引所マザーズに上場しており、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第15期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第14期及び第16期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 第13期及び第14期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。また、第16期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

8. 第13期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

- 9 . 2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	2017年 6月	2018年 6月	2019年 6月	2020年 6月	2021年 6月
売上高 (千円)	83,940	210,396	282,465	419,701	260,356
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	27,603	53,165	17,386	83,987	64,139
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (千円)	27,894	45,091	17,676	70,269	63,713
資本金 (千円)	90,680	213,000	213,000	248,880	270,440
発行済株式総数					
普通株式	1,360	1,360,000	1,360,000	5,409,000	5,498,625
甲種類株式 (株)	-	-	-	-	-
A種優先株式	182	182,000	182,000	-	-
B種優先株式	35	211,000	211,000	-	-
純資産額 (千円)	108,119	397,851	380,174	522,204	501,610
総資産額 (千円)	149,095	441,221	440,563	580,486	546,126
1株当たり純資産額 (円)	25,764.24	0.85	2.51	96.54	91.22
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 ( ) (円)	18,021.22	8.57	3.36	13.33	11.59
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益 (円)	-	-	-	13.21	-
自己資本比率 (%)	72.5	90.2	86.3	90.0	91.8
自己資本利益率 (%)	-	17.8	-	15.6	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	314.70	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	8	16	21	19	23
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(11)	(11)	(10)	(10)
株主総利回り (%)	-	-	-	-	32.2
(比較指標：東証マザーズ指 数) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(119.3)
最高株価 (円)	-	-	-	5,410	4,290
最低株価 (円)	-	-	-	3,700	1,085

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。

3. 第12期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第13期及び第14期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第12期、第14期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社株式は、2020年6月24日に東京証券取引所マザーズに上場しており、第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から第15期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第12期、第14期及び第16期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 第12期から第14期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。また、第16期は1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。
8. 第13期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。なお、第12期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。
9. 2019年11月18日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年11月30日付で当該A種優先株式及びB種優先株式の全てを消却しております。なお、2018年3月1日付で普通株式1株、A種優先株式1株及びB種優先株式1株につきそれぞれ1,000株の割合で、2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
10. 2020年6月24日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第12期から第15期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。第16期の株主総利回り及び比較指標は、2020年6月末を基準として算定しております。
11. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年6月24日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

## 2【沿革】

2005年8月	神奈川県横浜市都筑区にクワンター・ビュー有限会社設立 レンズ検査装置事業を開始
2009年4月	本社を埼玉県新座市に移転
2009年5月	クワンタービュー株式会社へ組織変更
2012年8月	画像認識ソフトウェア開発事業を開始
2015年7月	新設分割によりレンズ検査装置事業をクワンタービューシステム株式会社に承継 フィーチャ株式会社に社名変更 本社を東京都豊島区に移転
2018年3月	ディープラーニングの研究開発促進のため、中華人民共和国北京市に北京 <sup>国</sup> 激科技有限公司 (連結子会社)を設立
2018年12月	本社を東京都豊島区内で移転
2020年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社（フィーチャ株式会社）及び連結子会社である北京激科技有限公司により構成されており、「Make Things Intelligent」をミッションとして掲げ、画像認識ソフトウェア開発事業を行っております。

当社は2005年の創業以来、主にレンズ検査装置事業を行ってまいりましたが、2012年に画像認識ソフトウェア開発事業を開始しました。それ以来、コンピュータビジョン（コンピュータを用いた画像技術）と機械学習の経験を活かし、車載カメラやドライブレコーダー向けの画像認識ソフトウェアを提供してまいりました。また、2020年には、スマートインフラ事業、2021年にはAI-OCR事業へとサービス分野を広げ、事業の拡大を図ってまいりました。今後も当社グループは、様々な端末に実装しやすい画像認識技術の実現を目指してまいります。

#### ・当社グループの事業内容

当社グループは、独自のアルゴリズムを用いて画像認識ソフトウェアを開発し、サービスを提供しております。現在、当社グループで展開する事業は、以下のとおりであります。いずれのサービスにおいても、基本的に量産案件に注力しており、ライセンス収入を獲得することを目的としております。

##### モビリティ事業

当社グループは、車載カメラやドライブレコーダー向けに歩行者や車両、車線、標識などを検知するADAS（1）用の組み込みソフトウェアの開発に注力しております。主な顧客はTier 1（2）と呼ばれる自動車部品メーカーやドライブレコーダーメーカーです。また、顔認証やよそ見運転、危険運転、居眠り運転等を検知するDMS（3）用ソフトウェアが、自動車部品メーカー等を通して自動車に搭載されております。

##### 1 ADAS

Advanced Driver-Assistance Systems。自動車の運転手の運転操作を支援するシステム。

##### 2 Tier 1

自動車メーカーに直接部品を供給する企業。

##### 3 DMS

Driver Monitoring System。自動車の運転手を監視するシステム。

##### スマートインフラ事業

社会における様々な課題をAIで解決するスマートインフラのニーズが高まっており、当社グループの画像認識ソフトウェアの活用がなされております。具体的には、交通監視やインフラ制御といった分野で、Tier 1や高速道路管理会社を通じて量産に向けた開発が進んでおります。モビリティ事業で培った技術やノウハウを応用することで、新たに多額の研究開発費を投入することなく、ソフトウェアの提供が可能となります。

##### AI-OCR事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、ペーパーレス化と業務自動化（DX化）はより一層進むものと考えられます。そのような環境の中、当社グループ独自のAI技術を基に高精度なAI文字認識エンジンを開発しました。また、ライブラリ提供や特定の書類に特化したサービス構築も可能であり、従来とは異なる幅広い分野の顧客に向けたサービス提供を実施していくことを想定しております。

#### ・当社グループのソフトウェア技術について

当社グループは、コンピュータビジョンに特化したソフトウェア、特に機械学習を用いた画像認識ソフトウェアを主に開発しております。機械学習とは、大量のデータを用いて学習を行い、特徴量（4）と呼ばれる辞書を作成し、その辞書を参照しながら画像から歩行者などの対象物を検知する技術であります。

機械学習は、近年AI技術を大きく発展させたディープラーニング技術とディープラーニング技術出現前の非ディープラーニング技術に分けることができ、当社グループは、現在、主にディープラーニング技術を用いたアルゴリズム及びソフトウェアの開発に注力しております。ディープラーニング技術は、非ディープラーニング技術に比べて認識性能が高く、当社グループではADAS用ソフトウェアだけでなく、運転手監視ソフトウェアにも用いております。

一方、実装性能に優れた非ディープラーニング技術を有することも、当社グループの大きな強みであります。画像認識ソフトウェアを安価な車載カメラやドライブレコーダーに搭載する場合には、比較的性能が低いLSI（5）で動作させることが必要ですが、当社グループの非ディープラーニング技術は、そういった比較的性能が低いLSIでも動作させることが可能となります。

このように当社グループは製品の仕様に応じて、ディープラーニング技術と非ディープラーニング技術を使い分け、あるいはその両方を組み合わせて使うハイブリッド化を行い、車載カメラやドライブレコーダー用カメラにソフトウェアを提供しております。

4 特徴量

データの特徴を数値化したもの。

5 LSI

Large-Scale Integration。集積回路のうち、素子の集積度が数千ゲートかそれ以上のもの。

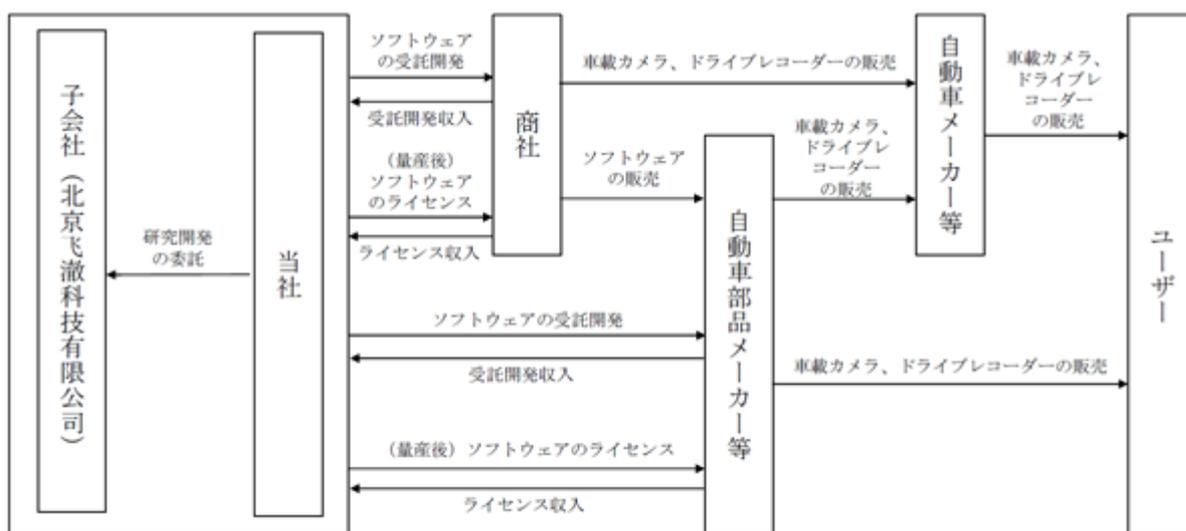
・当社グループのビジネスモデル

当社グループは、顧客の車載カメラやドライブレコーダー向けに画像認識ソフトウェアのカスタマイズや実装を行う対価を受託開発収入として計上しております。また、量産以降に発生する、搭載数量に応じたソフトウェア使用料をライセンス収入として計上しております。なお、一部の取引には商社が介在しております

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



当社グループ  
 (画像認識ソフトウェアの開発及び販売)

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の 内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 北京  激科技有限公司	中華人民共和国 北京市	10,000	画像認識ソフト ウェア開発事業	100.0	役員の兼任1名 研究開発業務の委託

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
 2. 特定子会社に該当している会社はありません。  
 3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
画像認識ソフトウェア開発事業	25 (12)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。  
 2. 当社グループは、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、グループ全体の従業員数を記載しております。

##### (2) 提出会社の状況

2021年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
23 (10)	34.8	2.0	5,343

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 当社グループは、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の項目であると認識しております。文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社グループは、「Make Things Intelligent」をミッションに掲げ、「あらゆるモノのインテリジェント化を目指し、スマート社会の安全や快適、効率に貢献する」という経営理念のもと、実用性に優れ、かつ高性能なソフトウェアを提供することを通じて企業価値の最大化を図ります。この企業活動を支えるフィーチャグループ行動規範は以下のとおりであります。

1. 社会に対する行動
2. 誠実・健全な企業活動

これらを経営の基本理念として事業展開を行っております。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高、営業利益及びROE（株主資本利益率）を重要指標と位置づけ、持続的な事業拡大と企業価値向上を図ってまいります。

#### (3) 経営環境

当社グループの属する画像認識ソフトウェア業界においては、近年、大学発ベンチャー等の企業が新規参入しております。そこで当社グループは、2013年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」により、2015年時点の0.5兆円から2030年には20兆円まで成長すると見込まれている安全運転支援装置・システム市場において、当該装置・システムのキーデバイスである車載カメラ市場を主なターゲットとすることで、持続的な収益の拡大を図ってまいります。

また、スマートインフラ市場においては、AI技術の活用が大きく期待される分野であり、5Gの普及に伴い世界的に市場が急拡大しております。現時点で、新型コロナウイルス感染症が収束していないことから、先行きについては非常に見通しが難しい状況ではありますが、今後も当社グループのターゲットとする市場の成長は持続するものと予測しております。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### 開発体制の強化

安定的かつ着実な事業拡大を図る上では、既存顧客の契約を継続することや案件数等が増加した場合においても、収益率を高水準に維持し、かつ顧客に提供するサービスのパフォーマンスを維持・向上することが重要であると考えております。

そのためには、さらなる優秀な人材の確保及び開発プロセスの改善、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等が不可欠であるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに、開発プロセスを継続的に見直し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、より強固な開発体制の構築に努めてまいります。

##### 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

## 2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

### (1) 市場動向について

当社グループは、車載カメラ及びドライブレコーダー用画像認識ソフトウェアの開発を主力事業としております。今後、新たな法的規制や業界団体による規制の導入、その他予期せぬ要因等により、顧客企業におけるソフトウェア開発の外部委託の縮小や内製化若しくはニーズの変化、新車販売動向の低迷等、市場規模が縮小する動きがみられた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、常に市場動向を把握し、市場動向に応じた柔軟な対応を行うとともに、他市場への展開を積極的に進めることでリスクの低減を図ってまいります。

### (2) 自然災害等のリスクについて

当社グループが事業活動を展開する国や地域において、地震、台風、洪水等の自然災害または感染症の流行等が発生し、当社グループや顧客の事業活動に支障が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 技術動向について

当社グループの事業分野においては、技術革新が急速に進んでおり、特にディープラーニング技術の分野においては、技術革新の速度は顕著であります。当社グループでは、優秀な人材の採用や開発に取り組んでおります。しかしながら、当社グループの技術革新が想定どおりに進まない場合や、予想以上の急速な技術革新や代替技術・競合商品の出現、依存する技術標準・基盤の変化等により、当社グループの製品が十分な競争力や付加価値を確保できない場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 知的財産について

当社グループによる第三者の知的財産権侵害の可能性につきましては、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握は困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合、第三者からの損害賠償請求等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 品質管理について

当社グループは、開発業務においてプロジェクト管理やソフトウェア解析ツールの導入等により、品質管理を行っております。しかしながら、関連する製品及び技術の複雑化等の理由で品質問題を起こし、損害賠償責任等が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (6) 情報管理について

当社グループは、事業を通じて顧客の機密情報や個人情報を保有しております。これらの情報の取扱いについては、規程の整備及び運用並びに社員教育を徹底するとともに、情報セキュリティ機器の導入等の対策を実施しております。しかしながら、これらの対策にも関わらず当社グループの人的オペレーションのミス、システム障害、サイバー攻撃、その他予期せぬ要因等により、情報漏洩が発生し、当社グループの社会的信用の失墜や損害賠償責任等が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (7) 人材の確保・育成について

当社グループは、今後の事業展開に応じて、積極的にエンジニアの育成及び採用を進めていく方針であります。しかしながら、人材の確保が思うように進まない場合や、人材の社外流出等何らかの事由によりこれらの施策が計画どおりに進行できなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) コンプライアンス体制について

当社グループは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制を有効に機能させることが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長CEO 脇健一郎及び代表取締役CTO 曹暉は、経営戦略、開発戦略等当社の業務に関して専門的な知識・技術を有し、重要な役割を果たしております。当社グループでは、取締役会等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進める等、組織体制の強化を図りながら、経営体制の整備を進めており、また、役員の異動がある場合は入念な引継ぎ、権限委譲を行うことで、経営に関するリスクを低減しております。しかしながら、現状では両氏が当社グループを退任した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 小規模組織であることについて

当社グループは、小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。今後におきましても、業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。しかしながら、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 海外での事業展開について

当社グループは、海外に開発拠点を設置する等、海外での事業拡大を積極的に進めております。しかしながら、それらの国で予期しない法律や制度の改正、政治及び経済情勢の変化、急激な為替変動等の事象が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) ライセンス収入の変動について

当社グループのライセンス収入は、当社ソフトウェアが搭載された製品の製造、販売または使用に伴い認識されます。しかしながら、製品の製造、販売または使用は、顧客の販売計画や営業活動に依存するため、顧客の販売計画が変更等された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 特定顧客への依存度について

当社グループの売上高は、特定の主要顧客に依存しており、2021年6月期においては、売上高上位3社に対する売上高が売上高全体の73.4%を占めております。また、主要顧客は、自動車及び自動車関連企業であり、当社グループの売上高は同業界の設備投資動向や生産計画の影響を受けやすくなっており、これら主要顧客との取引関係や自動車業界の動向に変化が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループは、主要顧客との良好な関係の維持に努めるとともに、他市場を含めた新規顧客の獲得を積極的に進めることでリスクの低減を図ってまいります。

(14) 売上計上時期の期ずれについて

当社グループの受託開発取引においては、大幅な仕様変更や予期せぬトラブルの発生等に伴う納入時期の変更や検収遅延により、売上の計上時期が当初の予定から翌四半期あるいは翌連結会計年度にずれる場合があります。そのため、それらの期ずれが発生した場合には、各四半期あるいは連結会計年度における当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 受託開発案件の中断について

当社グループは、主に量産が見込まれる案件の受託開発を行っておりますが、顧客の販売計画の変更等により開発が中断され、当初想定した受託開発収入やライセンス収入を得られない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 受託開発案件の採算について

当社グループの受託開発取引においては、想定される工数、難易度、リスク等を考慮の上で受注金額を決定し、策定されたプロジェクト計画から乖離が生じないよう工数管理を行っております。しかしながら、顧客が要求する仕様の大幅な変更や不具合の発生等により、開発工数が当初計画を大幅に超過し、プロジェクトの採算が悪化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(18) 資金使途について

公募増資及びこれに関連して実施したオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資等による調達資金の使途については、事業規模拡大及び研究開発促進のための採用教育費や人件費に充当することを計画しております。

しかしながら、事業環境が大きく変化した場合には、その変化に柔軟に対応するため、上記以外の使途に充当する可能性があります。また、計画どおりに資金を使用した場合においても、期待どおりの効果を得られない可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループの顧客は、主に日本や中国において生産活動を行っております。したがって、それらの国や地域において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、当社ソフトウェアが搭載された車載カメラやドライブレコーダー等の製品の生産が停止または減産された場合には、ライセンス収入が落ち込み、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため、当社グループでは、開発案件の進捗状況や今後の見通し等について、顧客からの定期的な情報収集に努めております。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 財政状態の状況

##### （資産）

当連結会計年度末における流動資産は508,261千円（前連結会計年度末比19,446千円減）となりました。これは主に、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資等により現金及び預金が32,361千円増加したものの、受注の減少により売掛金が65,178千円減少したことによるものであります。

また、固定資産は36,263千円（同14,094千円減）となりました。これは主に、減価償却費により有形固定資産が7,534千円減少したことによるものであります。

以上の結果、資産合計は544,524千円（同33,540千円減）となりました。

##### （負債）

当連結会計年度末における流動負債は37,843千円（前連結会計年度末比15,994千円減）となりました。これは主に、前受収益が21,939千円増加したものの、税金の納付により未払法人税等が20,010千円及び未払消費税等が15,587千円減少したことによるものであります。

以上の結果、負債合計は37,843千円（同15,994千円減）となりました。

##### （純資産）

当連結会計年度末における純資産は506,680千円（前連結会計年度末比17,546千円減）となりました。これは主に、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ20,810千円増加したものの、親会社株主に帰属する当期純損失の計上により利益剰余金が62,150千円減少したことによるものであります。

#### 経営成績の状況

当社グループは、「Make Things Intelligent」をミッションに掲げ、画像認識ソフトウェアの開発を行っております。

当社グループが属する画像認識ソフトウェア業界におきましては、自動車向け先進運転支援システム（ADAS）、ドライバー監視システム（DMS）の普及や自動運転技術の実用化に向けて、自動車関連企業各社がこれらの取り組みを強化しております。また、社会的なデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進が加速しており、少子高齢化や人口減少といった労働力の課題をAIにより解決する取り組みも様々な分野で多数行われております。

こうした環境の中で、当社グループは、新規案件の獲得及びディープラーニングをはじめとした画像認識技術の研究開発を積極的に進め、当社ライセンス製品の量産台数は累計で100万台を突破しました。また、主力事業であるモビリティ事業に加え、スマートインフラ事業、AI-OCR事業へとサービス分野を広げ、事業の拡大を図ってまいりました。しかしながら、当連結会計年度においては、ドライブレコーダーの量産案件が堅調に推移した一方で、新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループの主要顧客である自動車メーカー及び自動車関連企業の設備投資動向や生産計画に想定以上の影響が出ており、先行開発案件の受注が減少しました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高260,356千円（前連結会計年度比38.0%減）、営業損失64,442千円（前連結会計年度は営業利益98,513千円）、経常損失62,549千円（前連結会計年度は経常利益90,800千円）、親会社株主に帰属する当期純損失62,150千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益66,537千円）となりました。

売上高の収入形態別の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	前期実績比 増減率
売上高	419,701千円	260,356千円	38.0%
うち、受託開発収入	285,948千円	114,990千円	59.8%
うち、ライセンス収入	133,753千円	145,366千円	8.7%

受託開発収入に関しては、既存顧客からの新規案件の受注減少や案件の中断等により、114,990千円（前連結会計年度比59.8%減）となりました。また、ライセンス収入に関しては、ドライブレコーダー向けライセンスが好調に推移したことにより145,366千円（同8.7%増）と増加いたしました。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ32,361千円増加し、451,874千円となりました。なお、当該増加には、現金及び現金同等物に係る為替変動による影響1,309千円が含まれております。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は6,238千円（前連結会計年度は36,496千円の収入）となりました。これは主に、売上債権の減少65,178千円及び前受収益の増加21,939千円があったものの、税金等調整前当期純損失の計上62,549千円、未払消費税等の減少15,587千円及び法人税等の支払額10,904千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は5,830千円（前連結会計年度比69.0%減）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出5,830千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は43,120千円（前連結会計年度比31.5%減）となりました。これは主に、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ20,810千円増加したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

b. 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
画像認識ソフトウェア開発事業	260,356	62.0
合計	260,356	62.0

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社JVCケンウッド	118,359	28.2	120,285	46.2
株式会社ネクスティエレクトロニクス	104,438	24.9	-	-
トヨタコネクティッド株式会社	74,800	17.8	-	-
日本ユニシス株式会社	-	-	38,748	14.9
惠州市德西威汽車子股份有限公司	56,033	13.4	31,957	12.3

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 株式会社ネクスティエレクトロニクス及びトヨタコネクティッド株式会社の当連結会計年度は当該割合が10%未満であるため記載を省略しております。また、日本ユニシス株式会社は当連結会計年度から10%を超えたため記載しております。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

### 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。その作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

### 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### a. 売上高

当連結会計年度の売上高は、260,356千円(前連結会計年度比38.0%減)となりました。受託開発収入の減少に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大により、当社グループの主要顧客である自動車メーカー及び自動車関連企業の設備投資動向や生産計画に想定以上の影響が出ており、先行開発案件の受注が減少したことによるものであります。また、ライセンス収入の増加に関しては、ドライブレコーダー向けライセンスが好調に推移したことや、新車用車載カメラ向けライセンスが新たに発生したこと等によるものであります。

#### b. 売上原価、売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、77,677千円(前連結会計年度比34.8%減)となりました。これは主に、受託開発案件の減少により売上高が減少したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の売上総利益は、182,678千円(同39.2%減)となりました。

#### c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、247,121千円(前連結会計年度比22.3%増)となりました。これは主に、研究開発活動の増加に伴い研究開発費が増加したことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の営業損失は、64,442千円(前連結会計年度は営業利益98,513千円)となりました。

d. 営業外損益、経常損益

当連結会計年度の営業外収益は、1,893千円（前連結会計年度比3,586.5%増）となりました。これは主に、助成金収入によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度の経常損失は、62,549千円（前連結会計年度は経常利益90,800千円）となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度において、特別利益及び特別損失は発生しておりません。

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純損失は、62,549千円（前連結会計年度は税金等調整前当期純利益90,800千円）となり、法人税、住民税及び事業税を398千円計上、3,972千円の還付税額の発生及び法人税等調整額を3,174千円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は、62,150千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益66,537千円）となりました。

キャッシュ・フローの分析

各キャッシュ・フローの分析については、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの将来の財政状態及び経営成績に重要な影響を与えるリスク要因については、「2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の財源を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金や自社サーバー購入等を目的とした資金需要は、自己資金によることを基本としておりますが、必要に応じて多様な調達手段を検討してまいります。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は451,874千円であります。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、重要な経営指標として売上高、営業利益及びROEを掲げております。

当連結会計年度を含む、直近2連結会計年度の各指標の推移は、次のとおりであります。

	2020年6月期	2021年6月期
売上高(千円)	419,701	260,356
営業利益又は営業損失( )(千円)	98,513	64,442
ROE(%)	14.6	12.1

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

当社グループは、認識精度と認識速度を両立した画像認識ソフトウェアにより安全で安心な社会を実現するため、ディープラーニング技術等の先端技術分野の研究開発を進めております。

現在の研究開発は、当社の開発部及び連結子会社において推進されております。研究開発メンバーは、博士号取得者をはじめとした高度な知識を有するメンバーにより構成されております。

当連結会計年度においては、主にAI-OCR技術の開発、サラウンドビュー向け物体検出技術及びディープラーニング開発プロセス自動化の開発を行いました。

当連結会計年度の研究開発費の総額は89,489千円であります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、ソフトウェアの新規開発及び充実・強化を目的とした設備投資を継続的に実施しております。当連結会計年度において実施した設備投資の総額は5,830千円であり、その主な内容は、工具、器具及び備品であります。

なお、当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2021年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都豊島区)	事務所	2,434	13,197	15,632	23(10)

##### (2) 在外子会社

2021年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
北京激科技有限公司	本社 (中華人民共和国北京市)	コンピュータ周辺装置	619	619	2(2)

- (注) 1. 提出会社の本社の事務所は賃借しているものであり、年間賃借料は25,430千円であります。  
 2. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 3. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を( )内に外数で記載しております。  
 5. 当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2021年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,498,625	5,502,936	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	5,498,625	5,502,936	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2021年9月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】  
 【ストックオプション制度の内容】  
 第1回新株予約権

決議年月日	2018年3月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 8(注)8
新株予約権の数(個)	2,632 [ 2,194 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 7,896 [ 6,582 ] (注)1.7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	464 (注)2.7
新株予約権の行使期間	自 2020年3月15日 至 2028年3月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 464 資本組入額 232 (注)3.7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、3株とする。  
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。
2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。  
 なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

- ・ 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
- ・ 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
- ・ 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
- ・ 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
  - 組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
  - 再編対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
  - 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - 新株予約権を行使することができる期間
  - 2020年3月15日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2028年3月14日までとする。
  - 新株予約権の行使の条件
  - 前記4に準じて決定する。
  - 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - 前記3に準じて決定する。
  - 譲渡による新株予約権の取得の制限
  - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - 新株予約権の取得事由
  - 前記5に準じて決定する。
7. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失及び取締役の退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

第2回新株予約権

決議年月日	2019年1月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 14(注)8
新株予約権の数(個)	5,875 [ 5,613 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 17,625 [ 16,839 ] (注)1.7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000 (注)2.7
新株予約権の行使期間	自 2021年1月26日 至 2029年1月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注)3.7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、3株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

- ・ 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
- ・ 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
- ・ 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
- ・ 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。
  - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - 新株予約権を行使することができる期間  
2021年1月26日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2029年1月25日までとする。
  - 新株予約権の行使の条件  
前記4に準じて決定する。
  - 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
前記3に準じて決定する。
  - 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - 新株予約権の取得事由  
前記5に準じて決定する。
7. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失、従業員の取締役就任及び取締役の退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員7名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 21(注)8
新株予約権の数(個)	12,190 [ 11,453 ]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,570 [ 34,359 ] (注)1.7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2.7
新株予約権の行使期間	自 2021年6月22日 至 2029年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500(注)3.7
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年6月30日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年8月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、3株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に1に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

- ・ 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
- ・ 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%
- ・ 上場日から3年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%
- ・ 上場日から3年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

2021年6月22日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、2029年6月21日までとする。

新株予約権の行使の条件

前記4に準じて決定する。

増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記3に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得事由

前記5に準じて決定する。

7. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 付与対象者の退職による権利の喪失、従業員の取締役就任及び取締役の退任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社従業員13名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（3）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年10月11日 (注)1	普通株式 60 甲種類株式 60	普通株式 1,360 A種優先株式 182	-	66,350	-	50,050
2017年5月31日 (注)2	B種優先株式 35	普通株式 1,360 A種優先株式 182 B種優先株式 35	24,330	90,680	24,320	74,370
2017年7月3日 (注)3	B種優先株式 176	普通株式 1,360 A種優先株式 182 B種優先株式 211	122,320	213,000	122,320	196,690
2018年3月1日 (注)4	普通株式 1,358,640 A種優先株式 181,818 B種優先株式 210,789	普通株式 1,360,000 A種優先株式 182,000 B種優先株式 211,000	-	213,000	-	196,690
2019年11月18日 (注)5	普通株式 393,000	普通株式 1,753,000 A種優先株式 182,000 B種優先株式 211,000	-	213,000	-	196,690
2019年11月30日 (注)5	A種優先株式 182,000 B種優先株式 211,000	普通株式 1,753,000	-	213,000	-	196,690
2019年11月30日 (注)6	普通株式 3,506,000	普通株式 5,259,000	-	213,000	-	196,690
2020年6月23日 (注)7	普通株式 150,000	普通株式 5,409,000	35,880	248,880	35,880	232,570
2020年7月29日 (注)8	普通株式 87,000	普通株式 5,496,000	20,810	269,690	20,810	253,380
2020年7月1 日~ 2021年6月30日 (注)9	普通株式 2,625	普通株式 5,498,625	750	270,440	750	254,130

(注)1. 甲種類株式を普通株式に変更したことによるものであります。

2. 有償第三者割当

発行価格 1,390,000円

資本組入額 695,142円

割当先 名古屋大学・東海地区大学広域ベンチャー1号投資事業有限責任組合

3. 有償第三者割当

発行価格 1,390,000円

資本組入額 695,000円

割当先 惠州市德西威汽子股份有限公司

4. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

5. 2019年11月18日付で、A種優先株主及びB種優先株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、すべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後2019年11月30日付で、当該A種優先株式及びB種優先株式のすべてを消却しております。
6. 株式分割(1:3)によるものであります。
7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
 発行価格 520円  
 引受価額 478.40円  
 資本組入額 239.20円
8. 当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、当社普通株式87,000株のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資を行ったことにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ20,810千円増加しております。
9. 新株予約権の行使による増加であります。
10. 2021年7月1日から2021年8月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が4,311株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,803千円増加しております。

(5)【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	23	34	19	14	3,577	3,670	-
所有株式数(単元)	-	2,809	958	404	5,824	22,944	22,024	54,963	2,325
所有株式数の割合(%)	-	5.11	1.74	0.74	10.60	41.74	40.07	100	-

( 6 ) 【大株主の状況】

2021年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
曹 暉	東京都豊島区	1,393,500	25.34
王 潞	東京都豊島区	898,700	16.34
脇 健一郎	東京都国分寺市	810,500	14.74
HUIZHOU DESAY SV AUTOMOTIVE CO., L TD. (常任代理人 SMBC日興証券株 式会社)	103, HECHANG 5TH RO AD WEST, ZHONGKAI NA TIONAL HI-TECH INDU STRIAL DEVELOPMENT ZONE HUIZHOU, GUANG DONG (東京都中央区日本橋2丁目5番1号)	528,000	9.60
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋1丁目3番1号	264,000	4.80
ニッセイ・キャピタル6号投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内2丁目3番2号	219,000	3.98
長瀬 泰	東京都新宿区	23,200	0.42
BBH BOSTON CUSTOD IAN FOR SBI - PICTE T ASIA HI-TECH VE NTURE OF CREIT SU 621108 (常任代理人 株式会社みずほ銀 行)	190 ELGIN AVENUE, GE ORGE TOWN GRAND CAYM AN, CAYMAN ISLANDSK Y1-9007 (東京都港区港南2丁目15-1)	19,400	0.35
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	17,000	0.30
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	15,000	0.27
計	-	4,188,300	76.14

(7)【議決権の状況】  
 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,496,300	54,963	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
単元未満株式	普通株式 2,325	-	-
発行済株式総数	5,498,625	-	-
総株主の議決権	-	54,963	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の透明性・公正性・迅速性を高め、中長期的、安定的かつ継続的に企業価値を向上させることが、コーポレート・ガバナンスの基本であると認識しております。

このため、企業倫理の醸成と法令遵守、経営環境の変化に迅速・適切・効率的に対応できる経営の意思決定体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実を図ります。

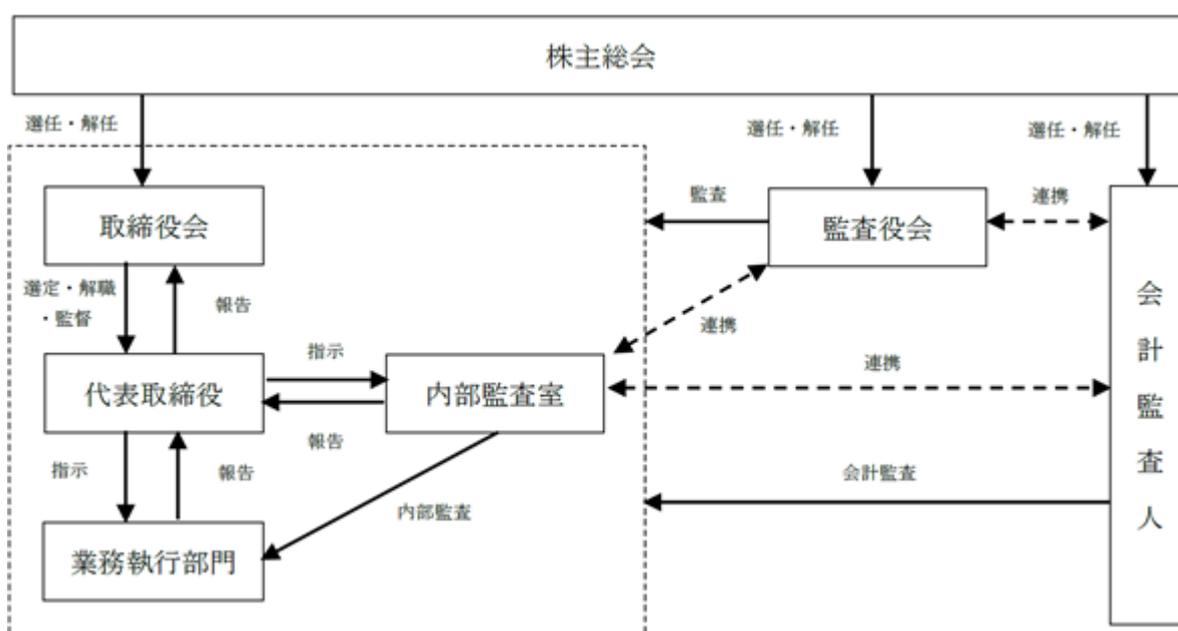
また、全てのステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考え、情報の適時開示を通じて透明・健全な経営を行ってまいります。

企業統治の体制

##### a．企業統治の体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、会社の機関として会社法で定められた株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。

当社の会社の機関・内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



##### (a) 取締役会

当社の取締役会は提出日現在、代表取締役社長CEO脇健一郎、代表取締役CTO曹暉、取締役CFO立花嵩大、取締役奥田高志の4名で構成されております。取締役奥田高志は社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令及び定款に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

##### (b) 監査役会

当社の監査役会は提出日現在、常勤監査役福田勝美、監査役安藤広人、監査役佐野高志の3名で構成され、3名全てが社外監査役であります。社外監査役には、公認会計士及び弁護士をそれぞれ1名含んでおります。監査役は、取締役会その他社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役は、「監査役監査規程」及び「監査役会規程」に基づき、監査計画を策定し、取締役会その他社内会議に出席するほか、各取締役に対する面談等を通じて、取締役の職務執行について監査しております。また、監査役は、監査役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催しております。さらに、監査役は、内部監査室及び会計監査人と定期的に意見交換を実施することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(c) 内部監査室

当社は、現時点においては専任の内部監査担当者を配置しておらず、代表取締役社長により指名された3名の内部監査担当者が内部監査を実施しております。内部監査は、「内部監査規程」に基づき、会社の業務運営が法令、定款及び会社の諸規程に準拠して正確に処理され、経営目的達成のために合理的かつ効果的に運営されているか確認しております。なお、自己監査とならないように、内部監査担当者は、自己の所属部門以外について内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は、監査役及び会計監査人と定期的に意見交換を実施することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

(d) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。

b. 当該体制を採用する理由

上記の体制を採用することにより、当社の取締役会は業務執行に対する十分な監督機能を有しており、また監査役会についても、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えられることから、現行の体制を採用しております。

c. その他の企業統治に関する事項

・内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会決議によって「内部統制の整備に関する基本方針」を定め、当該方針に基づき、各種社内規程等を整備するとともに規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。また、内部統制システムが有効に機能していることを確認するため、内部監査室による内部監査を実施しております。

取締役会が定めた「内部統制の整備に関する基本方針」は、以下のとおりであります。

(a) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

取締役は、使用人が適切に行動するために当社グループ全体へ法令、定款、フィーチャグループ行動規範及び各規程を周知徹底させるとともに、問題点の把握と改善に努める。

代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループ全体の法令、定款、コンプライアンス体制の問題の有無を調査し、代表取締役社長に報告する。

法令違反、不正行為が行われたことを認知した場合、「内部通報規程」の定めにより、当社及びグループ会社の使用人は、内部通報窓口等に通報する義務を負い、当社及びグループ会社は通報した使用人に対して当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を総括する責任部署を管理部とする。重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は法令及び「文書管理規程」に従い、定められた期間中、厳正に当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し整理・保存する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程及びその他体制

グループ全体のリスク管理については、当社取締役会にて、当社の成長規模、市場の変化に即し、リスクの想定や回避、対応策の検討及び危機発生時の管理体制の整備を行う。

経営危機発生が疑われる時は、「経営危機管理規程」に基づき管理部長が内容を集約し代表取締役社長に報告する。代表取締役社長が経営危機に該当するかを判断し、経営危機と判断した場合には、代表取締役社長が対策本部長となり、管理部長を事務局長とした経営危機対策本部を設置してこれに対応する。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、自らが取締役の職務の効率性に関しての総括責任者となり、中期経営計画に基づき、グループ会社が目標に対して職務執行を効率的に行うよう監督する。

当社及びグループ会社の取締役ほか部門責任者は「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、経営計画における各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務執行体制を決定する。

総括責任者である代表取締役社長は月に1回開催される定例取締役会及び適宜開催される臨時取締役会において、取締役のほか必要に応じて部門責任者に対して定期的に職務執行に関して報告させるとともに、効率的な職務執行を行うために問題の把握と改善に努める。

(e) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の「経営管理方針」に基づき、グループ会社の業務遂行を指導、支援及び監督する。取締役会がグループ全体の業務執行機関として意思決定を行い、全体最適の観点から経営資源の配置・配分を決定し、当社グループの企業価値の向上を図る。

当社は、グループの「内部監査方針」に基づき、内部監査室がグループ全体の監査を定期的実施することができるよう体制を整備し、必要に応じて内部監査室と監査役が連携し業務の適正の確保を図る。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき者を置くことを求めることができる。また、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき者を指名することができる。

監査役が指定する補助すべき期間中は監査役が当該補助すべき者に対する指揮権を持ち、取締役の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事考課、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとする。

(g) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役は社内会議の全てに出席できるものとし、取締役及び使用人から「監査役監査規程」に従って、内部統制システムの整備に関わる部門の活動状況、重要な会計方針・会計基準及びその変更、業績及び業績見込みの発表内容、適時開示情報、内部通報制度の運用状況、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を示す社内稟議書及び各種申請書、重要な契約の内容などの報告を適宜受けるものとする。

当社及びグループ会社は、監査役に報告した者に対して当該報告をしたことを理由とする不利な取り扱いを行わない。

(h) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社及びグループ会社の取締役は、取締役及び使用人が監査役監査に対する理解を深め、監査役監査が実効的に行われることを確保する。

監査役は代表取締役社長との間に意見交換会を開催し、内部監査室との連携を図って適切な意思疎通及び効果的な監査体制を構築する。

監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。また、当社は、かかる起用に関する費用又は債務について監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を速やかに処理する。

(i) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとする。

対応統括部署を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進する。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理は、管理部が主管部門として担当しております。当社では、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性をリスクと定義し、リスクに関する措置、対応等について、「経営危機管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制を整えております。

・子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営情報等を適宜把握できる体制を構築し、子会社の経営状況のモニタリングを行っております。また、子会社に対する内部監査を実施することで、子会社の業務が「関係会社管理規程」や子会社の諸規程に基づき適正に運営されていることを確認する体制を構築し、業務の適正を確保しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役の定数は、6名以内とする旨定款で定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役及び子会社役員（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。

なお、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、役員等賠償責任保険契約において保険会社が免責されるべき事由として規定されている事由のある場合には保険が適用されないこととすることで会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO	脇 健一郎	1960年12月4日生	1986年4月 キヤノン株式会社入社 2000年10月 株式会社ブラザクリエイト入社 2003年10月 アクアトロジック株式会社入社 2007年11月 株式会社ジェテック入社 2009年5月 クワンタービュー株式会社(現当社)代表取締役就任 2017年7月 当社代表取締役社長CEO就任(現任) 2019年11月 北京激科技有限公司執行董事就任(現任)	(注)3	810,500
代表取締役CTO	曹 暉	1977年12月30日生	2007年4月 国立研究開発法人理化学研究所入所 2008年1月 株式会社豊田中央研究所入社 2010年10月 アクアトロジック株式会社入社 2012年8月 クワンタービュー株式会社(現当社)入社 2013年11月 クワンタービュー株式会社(現当社)取締役就任 2017年7月 当社代表取締役CTO就任(現任)	(注)3	1,393,500
取締役CFO	立花 高大	1991年6月20日生	2014年4月 有限責任 あずさ監査法人入所 2016年7月 公認会計士登録 2018年7月 当社入社 2019年7月 当社管理部長就任 2021年1月 北京激科技有限公司監事就任(現任) 2021年1月 当社執行役員CFO就任 2021年9月 当社取締役CFO就任(現任)	(注)3	25
取締役	奥田 高志	1963年3月22日生	1986年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 1998年7月 GEキャピタルジャパン入社 2007年7月 GEキャピタルリーシング株式会社代表取締役社長就任 2010年2月 日本GE株式会社専務執行役員就任 2011年12月 株式会社LIXIL常務執行役員事業開発担当就任 2017年6月 鬼怒川ゴム工業株式会社取締役監査等委員就任 2019年6月 同社代表取締役副社長就任 2021年7月 同社取締役就任(現任) 2021年9月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役	福田 勝美	1955年10月5日生	1980年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 1997年2月 オランダ第一勧業銀行副総支配人 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行(現株式会社みずほ銀行)サンパウロ駐在員事務所所長就任 2010年6月 山下ゴム株式会社執行役員管理本部長就任 2014年6月 山下ゴム株式会社常勤監査役就任 2018年6月 日本道路株式会社監査役就任 2018年9月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	安藤 広人	1975年5月18日生	2004年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 2004年10月 弁護士法人英知法律事務所入所 2019年1月 当社監査役就任(現任) 2019年3月 ファイ法律事務所パートナー就任(現任)	(注)4	-
監査役	佐野 高志	1948年4月3日生	1973年10月 アーサーアンダーセン会計事務所(現有限責任 あずさ監査法人)入所 1979年2月 ネミック・ラムダ株式会社(現TDKラムダ株式会社) 1979年3月 公認会計士登録 1986年6月 ネミック・ラムダ(シンガポール)PTE. LTD.(現 TDK-Lambda Singapore Pte. Ltd.)社長就任 1992年12月 井上斎藤英和監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 1997年8月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 2007年12月 佐野公認会計士事務所開設(現任) 2011年6月 株式会社図研社外監査役就任 2014年6月 株式会社図研社外取締役就任(現任) 2015年6月 アンリツ株式会社社外取締役就任 2019年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計					2,204,025

- (注)1. 取締役奥田高志は、社外取締役であります。  
 2. 常勤監査役福田勝美、監査役安藤広人及び佐野高志は、社外監査役であります。  
 3. 2021年9月29日開催の定時株主総会終結の時から、2023年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。  
 4. 2019年11月30日から、2023年6月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の取締役4名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役3名全員が社外監査役であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考に、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

当社と社外取締役奥田高志の間には、人的・資本的關係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役奥田高志は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営を監督し、当社の経営全般に助言をすることによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与できることから、社外取締役として適任であると判断しております。

当社と社外監査役福田勝美、安藤広人及び佐野高志の間には、人的関係・資本的關係又は取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役福田勝美は、銀行におけるファイナンス業務や事業会社における管理業務に関する豊富な経験及び事業会社の監査役経験によりガバナンスに関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役安藤広人は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

社外監査役佐野高志は、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、財務及び会計に関する高い知見を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じ必要な情報の収集及び意見の表明を行うとともに、適宜、内部監査室及び会計監査人と情報交換を行い連携を保つことで、監督又は監査の有効性、効率性を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役会制度を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、いずれも社外監査役であります。監査役は、取締役会及びその他の社内会議に出席し、取締役及び内部監査室からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役の業務執行状況を調査しております。内部監査室とは随時打合せを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。また、会計監査人から監査計画についての説明を受けるとともに、四半期ごとに意見交換を実施し、連携を行っております。

当事業年度において当社は、監査役会を原則として月1回開催しており、個々の監査役の出席状況は、次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
福田 勝美	13回	13回
安藤 広人	13回	13回
佐野 高志	13回	13回

監査役会における主な検討事項は、監査の方針・実施計画、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性等です。

また、常勤監査役の活動としては、業務執行取締役との意見交換、重要な会議への出席、重要書類の閲覧、重要な財産の調査、事業部門等へのヒアリング、子会社調査等を行うとともに、内部監査室、会計監査人との連携を行っております。

内部監査の状況

当社は、現時点においては専任の内部監査担当者を配置しておらず、代表取締役社長により指名された3名の内部監査担当者により、当社及び当社子会社に対し内部統制システムの整備、コンプライアンス、リスク管理体制の遵守、整備状況を監査するとともに、内部監査の結果については、改善状況を定期的に確認し、その内容を代表取締役社長、監査役及び関係部署へ報告しています。監査役とは随時打合せを行い、監査の内容の確認、意見交換を行っております。また、会計監査人とは四半期ごとに意見交換を実施し、内部監査で把握した内部統制に関する重要な事象に関しては、会計監査人へ情報を提供し、必要に応じ指導を受け、助言を得ております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 飯塚 徹

指定有限責任社員・業務執行社員 辻本 慶太

d. 監査業務における補助者の構成

公認会計士 4名

その他 4名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際して、当社の事業活動に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模とグローバルなネットワークを持つこと、高い品質管理体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当な水準であること等を総合的に判断し、選定する方針であります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査役会の「会計監査人の評価基準」に基づき、会計監査人に対する評価を行っております。

当該評価の結果、EY新日本有限責任監査法人が、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制及び当社の事業活動に対する理解に基づき監査する体制を有していること等を総合的に判断、検討した結果、適任と判断しました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	20,125	1,500	22,944	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20,125	1,500	22,944	-

当社における前連結会計年度の非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務です。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(Ernst & Young)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	-	1,363	-	-
連結子会社	1,619	-	1,881	-
計	1,619	1,363	1,881	-

(前連結会計年度)

当社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているEY弁護士法人に対して、法務に関する助言業務等の非監査業務に基づく報酬として1,363千円を支払っております。

また、当社の連結子会社である北京<sup>国</sup>激科技有限公司は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young Hua Ming LLPの監査を受けており、当社は1,619千円の監査報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社である北京<sup>国</sup>激科技有限公司は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているErnst & Young Hua Ming LLPの監査を受けており、当社は1,881千円の監査報酬を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、当社グループの規模及び業務の特性等の要素を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定する方針であります。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査報酬の見積根拠等が適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、同意しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、会社全体の業績、業績に対する個々人の貢献度等を勘案して年額を決定し、その内容は全て固定の基本報酬（金銭報酬）のみとしております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性及び客観性を重視する視点から金銭報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

取締役の金銭報酬の額は、2019年9月26日開催の第14回定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は年額30,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は1名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、2019年9月26日開催の第14回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。

当社においては、2020年9月29日開催の取締役会決議に基づき、代表取締役社長CEOである脇健一郎に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定する権限を委任しております。

これらの権限を委任した理由は、当社グループ全体の経営状況を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長CEOであり、かつ当社の創業者でもある脇健一郎が最も適すると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会の委任に基づき代表取締役社長CEOである脇健一郎が決定したものであります。取締役会としましては、過年度の報酬等とも比較して当社の業績や当該業績に対する個々人の貢献を踏まえたものとなっていることなど同方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、当社の決定方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	35,499	35,499	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	14,070	14,070	-	-	-	4

(注) 上記には、2021年1月4日開催の取締役会の時をもって辞任した取締役1名が含まれております。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年7月1日から2021年6月30日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確にできる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへ参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	419,513	451,874
売掛金	100,741	35,563
仕掛品	1,076	5,835
前払費用	6,375	5,522
その他	-	9,464
流動資産合計	527,707	508,261
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,809	11,809
減価償却累計額	6,240	9,374
建物(純額)	5,568	2,434
工具、器具及び備品	33,806	39,964
減価償却累計額	15,589	26,148
工具、器具及び備品(純額)	18,217	13,816
有形固定資産合計	23,786	16,251
投資その他の資産		
敷金及び保証金	21,753	18,929
長期前払費用	1,643	1,082
繰延税金資産	3,174	-
投資その他の資産合計	26,572	20,012
固定資産合計	50,358	36,263
資産合計	578,065	544,524
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	10,197	5,399
未払法人税等	20,010	-
未払消費税等	15,587	-
前受収益	2,227	24,166
その他	5,814	8,277
流動負債合計	53,838	37,843
負債合計	53,838	37,843
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	248,880	270,440
資本剰余金	232,570	254,130
利益剰余金	43,992	18,158
株主資本合計	525,442	506,411
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	1,214	269
その他の包括利益累計額合計	1,214	269
純資産合計	524,227	506,680
負債純資産合計	578,065	544,524

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	419,701	260,356
売上原価	3 119,135	3 77,677
売上総利益	300,565	182,678
販売費及び一般管理費	1, 2 202,052	1, 2 247,121
営業利益又は営業損失( )	98,513	64,442
営業外収益		
受取利息	15	16
助成金収入	-	1,052
為替差益	-	574
雑収入	36	249
営業外収益合計	51	1,893
営業外費用		
支払利息	3	-
株式公開費用	6,184	-
為替差損	1,575	-
営業外費用合計	7,764	-
経常利益又は経常損失( )	90,800	62,549
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失( )	90,800	62,549
法人税、住民税及び事業税	19,855	398
法人税等還付税額	-	3,972
過年度法人税等	7,581	-
法人税等調整額	3,174	3,174
法人税等合計	24,262	399
当期純利益又は当期純損失( )	66,537	62,150
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失( )	66,537	62,150

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当期純利益又は当期純損失( )	66,537	62,150
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	475	1,484
その他の包括利益合計	475	1,484
包括利益	66,061	60,666
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	66,061	60,666

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	213,000	196,690	22,545	387,144	739	739	386,405
当期変動額							
新株の発行	35,880	35,880		71,760			71,760
親会社株主に帰属する当期純利益			66,537	66,537			66,537
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					475	475	475
当期変動額合計	35,880	35,880	66,537	138,297	475	475	137,821
当期末残高	248,880	232,570	43,992	525,442	1,214	1,214	524,227

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	248,880	232,570	43,992	525,442	1,214	1,214	524,227
当期変動額							
新株の発行	21,560	21,560		43,120			43,120
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）			62,150	62,150			62,150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					1,484	1,484	1,484
当期変動額合計	21,560	21,560	62,150	19,030	1,484	1,484	17,546
当期末残高	270,440	254,130	18,158	506,411	269	269	506,680

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失( )	90,800	62,549
減価償却費	15,426	13,364
敷金償却	4,033	3,208
受取利息	15	16
支払利息	3	-
助成金収入	-	1,052
為替差損益( は益)	464	174
売上債権の増減額( は増加)	57,343	65,178
たな卸資産の増減額( は増加)	4,114	4,759
未払金の増減額( は減少)	1,396	4,798
前受収益の増減額( は減少)	24,126	21,939
未払消費税等の増減額( は減少)	10,592	15,587
その他	5,040	11,505
<b>小計</b>	<b>47,594</b>	<b>3,596</b>
利息の受取額	15	16
利息の支払額	3	-
助成金の受取額	-	1,052
法人税等の支払額	11,109	10,904
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>36,496</b>	<b>6,238</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	18,813	5,830
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>18,813</b>	<b>5,830</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入金の返済による支出	8,843	-
株式の発行による収入	71,760	43,120
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>62,917</b>	<b>43,120</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	940	1,309
<b>現金及び現金同等物の増減額( は減少)</b>	<b>79,659</b>	<b>32,361</b>
現金及び現金同等物の期首残高	339,854	419,513
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>419,513</b>	<b>451,874</b>

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

北京激科技有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である北京激科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

評価基準は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 3～8年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

受注損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当連結会計年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 受注損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

受注損失引当金(注) 3,568千円

(注) 対応する仕掛品との相殺前の金額で記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループにおいて、当連結会計年度末における受注制作のソフトウェア開発のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、当該損失額を合理的に見積ることができる場合、損失額を受注損失引当金として計上しております。

重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

受注損失引当金の算定における重要な見積りは、原価総額であり、その原価総額における主要な仮定は、ソフトウェア開発の作業内容に伴い発生が見込まれる工数等が挙げられます。

重要な会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

受注制作のソフトウェア開発は、プロジェクトの個別性が強く、仕様や作業内容は顧客からの要望により決定します。顧客からの要望の高度化、あるいは契約時には予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れによって開発工数が増加し、原価総額が変動することがあります。実際の損失額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(収益認識に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「未払消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に記載していた15,632千円は、「未払消費税等の増減額」10,592千円、「その他」5,040千円として組替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金と相殺表示しております。受注損失引当金に対応する仕掛品の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
仕掛品	- 千円	3,568千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
役員報酬	55,959千円	49,569千円
研究開発費	48,122	89,489
支払報酬	39,621	31,273

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
研究開発費	48,122千円	89,489千円

3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
	- 千円	3,568千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	475千円	1,484千円
その他の包括利益合計	475	1,484

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	1,360,000	4,049,000	-	5,409,000
A種優先株式(注)2	182,000	-	182,000	-
B種優先株式(注)3	211,000	-	211,000	-
合計	1,753,000	4,049,000	393,000	5,409,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式(注)4	-	182,000	182,000	-
B種優先株式(注)5	-	211,000	211,000	-
合計	-	393,000	393,000	-

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、A種優先株主及びB種優先株主からの取得請求に伴う交付による増加393,000株、株式分割による増加3,506,000株、公募増資に伴う新株の発行による増加150,000株であります。
2. A種優先株式の発行済株式総数の減少は、A種優先株主からの取得請求に伴い自己株式として取得したことによるものであります。
3. B種優先株式の発行済株式総数の減少は、B種優先株主からの取得請求に伴い自己株式として取得したことによるものであります。
4. A種優先株式の増加は、A種優先株主からの取得請求による増加であります。また、A種優先株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。
5. B種優先株式の増加は、B種優先株主からの取得請求による増加であります。また、B種優先株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
 該当事項はありません。

3. 配当に関する事項  
 該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	5,409,000	89,625	-	5,498,625
合計	5,409,000	89,625	-	5,498,625
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）普通株式の発行済株式総数の増加は、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による増加87,000株、新株予約権の行使による増加2,625株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）	当連結会計年度 （自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）
現金及び預金勘定	419,513千円	451,874千円
現金及び現金同等物	419,513	451,874

(リース取引関係)

1. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
1年内	27,454	27,454
1年超	11,439	66,347
合計	38,893	93,801

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を調達(主に銀行借入や新株発行)しております。なお、一時的な余剰資金は安全性の高い短期的な預金等の金融資産で運用しております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社の不動産賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払法人税等及び未払消費税等は、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、社内規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、当社管理部がグループ全体の資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2020年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	419,513	419,513	-
(2) 売掛金	100,741	100,741	-
(3) 敷金及び保証金	21,753	21,753	-
資産計	542,008	542,008	-
(1) 未払金	10,197	10,197	-
(2) 未払法人税等	20,010	20,010	-
(3) 未払消費税等	15,587	15,587	-
負債計	45,795	45,795	-

当連結会計年度（2021年6月30日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	451,874	451,874	-
(2) 売掛金	35,563	35,563	-
(3) 敷金及び保証金	18,929	18,929	-
資産計	506,366	506,366	-
(1) 未払金	5,399	5,399	-
負債計	5,399	5,399	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、合理的に見積った敷金及び保証金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額  
 前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	419,513	-	-	-
売掛金	100,741	-	-	-
敷金及び保証金	-	21,753	-	-
合計	520,254	21,753	-	-

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	451,874	-	-	-
売掛金	35,563	-	-	-
敷金及び保証金	-	18,929	-	-
合計	487,437	18,929	-	-

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名 当社従業員 8名	当社取締役 1名 当社従業員 14名	当社取締役 2名 当社従業員 21名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注) 1、2	普通株式 14,730株	普通株式 19,992株	普通株式 38,679株
付与日	2018年3月15日	2019年1月26日	2019年6月22日
権利確定条件	(注) 3	(注) 3	(注) 3
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2020年3月15日 至 2028年3月14日	自 2021年1月26日 至 2029年1月25日	自 2021年6月22日 至 2029年6月21日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記株式の種類別のストック・オプションの数は、当該株式分割を反映して記載しております。

3. 権利確定条件は以下のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社社会の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

本新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、上場日を基準として、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

. 上場日から1年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%

. 上場日から2年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の60%

. 上場日から3年以内

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の80%

. 上場日から3年後の日以降

各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年6月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	18,150	36,570
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	18,150	36,570
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	9,996	-	-
権利確定	-	18,150	36,570
権利行使	2,100	525	-
失効	-	-	-
未行使残	7,896	17,625	36,570

(注) 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記ストック・オプションの数は、当該株式分割を反映して記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	464	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	1,951	1,748	-
付与日における 公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、上記単価情報は、当該株式分割を反映して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 18,575千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの

権利行使日における本源的価値の合計額 3,515千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年6月30日)	当連結会計年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,860千円	- 千円
税務上の繰越欠損金(注)2	-	17,923
資産除去債務	1,955	2,938
減価償却超過額	1,570	2,312
その他	1,572	3,079
繰延税金資産小計	6,959	26,253
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	-	17,923
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,784	8,330
評価性引当額小計(注)1	3,784	26,253
繰延税金資産合計	3,174	-

(注)1. 評価性引当額の変動の主たる要因は、当連結会計年度における税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の増加によるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	17,923	17,923
評価性引当額	-	-	-	-	-	17,923	17,923
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度(2020年6月30日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当連結会計年度(2021年6月30日)

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
363,667	56,033	419,701

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
21,655	2,131	23,786

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社JVCケンウッド	118,359	-
株式会社ネクスティエレクトロニクス	104,438	-
トヨタコネクティッド株式会社	74,800	-
惠州市德西威汽子股份有限公司	56,033	-

(注) 当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
228,399	31,957	260,356

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	中華人民共和国	合計
15,632	619	16,251

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社JVCケンウッド	120,285	-
日本ユニシス株式会社	38,748	-
惠州市德西威汽車子股份有限公司	31,957	-

(注) 当社グループは画像認識ソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万元)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	惠州市德 <sup>88</sup> 西威汽 <sup>86</sup> 子股份有限公司	中華人民共和国広東省	550	自動車部品製造業	(被所有)直接 9.76	主要株主販売先	受託開発及びライセンスの提供(注)2	53,034	売掛金	15,923

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格等の取引条件は、独立第三者間取引価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

3. 主要株主である惠州市德<sup>88</sup>西威汽<sup>86</sup>子股份有限公司は、2020年6月23日付けで公募による新株発行が行われたことに伴い、議決権割合が減少したため、関連当事者の対象から外れております。表中の取引金額は関連当事者であった期間の取引金額であり、期末残高は関連当事者から外れた時点の金額であります。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり純資産額	96.92円	92.15円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )	12.62円	11.31円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	12.50円	- 円

- (注) 1. 当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上市日から前連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 2019年11月30日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失( )		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	66,537	62,150
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失( )(千円)	66,537	62,150
普通株式の期中平均株式数(株)	5,271,295	5,497,388
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	49,963	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

( 2 ) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

( 累計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 ( 千円 )	66,268	118,140	192,975	260,356
税金等調整前四半期 ( 当期 ) 純損失 ( ) ( 千円 )	9,876	32,098	41,254	62,549
親会社株主に帰属する四半期 ( 当期 ) 純損失 ( ) ( 千 円 )	6,894	31,463	40,631	62,150
1 株当たり四半期 ( 当期 ) 純 損失 ( ) ( 円 )	1円25銭	5円72銭	7円39銭	11円31銭

( 会計期間 )	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純損失 ( ) ( 円 )	1円25銭	4円47銭	1円67銭	3円91銭

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	415,347	445,531
売掛金	100,741	35,563
仕掛品	1,076	5,835
前払費用	5,778	5,018
未収還付法人税等	-	9,602
流動資産合計	522,944	501,552
固定資産		
有形固定資産		
建物	11,809	11,809
減価償却累計額	6,240	9,374
建物(純額)	5,568	2,434
工具、器具及び備品	29,016	34,583
減価償却累計額	12,930	21,386
工具、器具及び備品(純額)	16,086	13,197
有形固定資産合計	21,655	15,632
投資その他の資産		
関係会社株式	10,000	10,000
敷金及び保証金	21,068	17,859
長期前払費用	1,643	1,082
繰延税金資産	3,174	-
投資その他の資産合計	35,886	28,942
固定資産合計	57,541	44,574
資産合計	580,486	546,126
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	15,496	13,077
未払費用	3,439	2,600
未払法人税等	19,907	-
未払消費税等	15,587	-
預り金	1,623	2,690
前受収益	2,227	24,166
その他	-	1,980
流動負債合計	58,282	44,515
負債合計	58,282	44,515
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	248,880	270,440
資本剰余金		
資本準備金	232,570	254,130
資本剰余金合計	232,570	254,130
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	40,754	22,959
利益剰余金合計	40,754	22,959
株主資本合計	522,204	501,610
純資産合計	522,204	501,610
負債純資産合計	580,486	546,126

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
売上高	419,701	260,356
売上原価	3 119,135	3 77,677
売上総利益	300,565	182,678
販売費及び一般管理費	1, 2 210,226	1, 2 247,723
営業利益又は営業損失( )	90,339	65,044
営業外収益		
受取利息	2	4
助成金収入	-	1,052
雑収入	36	228
営業外収益合計	39	1,285
営業外費用		
支払利息	3	-
株式公開費用	6,184	-
為替差損	202	380
営業外費用合計	6,391	380
経常利益又は経常損失( )	83,987	64,139
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	83,987	64,139
法人税、住民税及び事業税	16,892	371
法人税等還付税額	-	3,972
法人税等調整額	3,174	3,174
法人税等合計	13,717	426
当期純利益又は当期純損失( )	70,269	63,713

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	105,336	71.2	115,004	74.2
経費		42,648	28.8	39,927	25.8
当期総製造費用		147,985	100.0	154,931	100.0
期首仕掛品たな卸高		5,191		1,076	
合計		153,176		156,008	
期末仕掛品たな卸高		1,076		5,835	
他勘定振替高	2	32,964		72,494	
売上原価		119,135		77,677	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
地代家賃(千円)	16,573	16,573
減価償却費(千円)	11,017	9,509

2 他勘定振替高の内容は、研究開発費への振替であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	213,000	196,690	196,690	29,515	29,515	380,174	380,174
当期変動額							
新株の発行	35,880	35,880	35,880			71,760	71,760
当期純利益				70,269	70,269	70,269	70,269
当期変動額合計	35,880	35,880	35,880	70,269	70,269	142,029	142,029
当期末残高	248,880	232,570	232,570	40,754	40,754	522,204	522,204

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	248,880	232,570	232,570	40,754	40,754	522,204	522,204
当期変動額							
新株の発行	21,560	21,560	21,560			43,120	43,120
当期純損失（ ）				63,713	63,713	63,713	63,713
当期変動額合計	21,560	21,560	21,560	63,713	63,713	20,593	20,593
当期末残高	270,440	254,130	254,130	22,959	22,959	501,610	501,610

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物及び建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 3年

工具、器具及び備品 4～8年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権もないため、貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 受注損失引当金

受注制作のソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しております。

なお、工事進行基準を適用するプロジェクトの当事業年度末における工事進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

6. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 受注損失引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

受注損失引当金(注) 3,568千円

(注) 対応する仕掛品との相殺前の金額で記載しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. 受注損失引当金」の内容と同一であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品は、これに対応する受注損失引当金と相殺表示しております。受注損失引当金に対応する仕掛品の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
仕掛品	- 千円	3,568千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
関係会社への業務委託費	30,943千円	27,044千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度0%、当事業年度1%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度100%、当事業年度99%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
減価償却費	2,811千円	2,080千円
役員報酬	54,749	49,569
支払報酬	37,730	29,030
研究開発費	63,908	99,600

3 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
	- 千円	3,568千円

(有価証券関係)

前事業年度(2020年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式 10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2021年6月30日)

子会社株式(貸借対照表計上額は関係会社株式 10,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

( 税効果会計関係 )

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 6 月30日 )	当事業年度 ( 2021年 6 月30日 )
繰延税金資産		
未払事業税	1,860千円	- 千円
税務上の繰越欠損金	-	17,923
資産除去債務	1,955	2,938
減価償却超過額	1,570	2,312
その他	1,572	3,079
繰延税金資産小計	6,959	26,253
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	17,923
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	3,784	8,330
評価性引当額小計	3,784	26,253
繰延税金資産合計	3,174	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 ( 2020年 6 月30日 )	当事業年度 ( 2021年 6 月30日 )
法定実効税率		
( 調整 )	30.62%	- %
評価性引当額の増減	11.31	-
所得拡大税制による税額控除	2.47	-
外国税額控除	1.00	-
その他	0.47	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.32	-

(注)当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	11,809	-	-	11,809	9,374	3,134	2,434
工具、器具及び備品	29,016	5,566	-	34,583	21,386	8,456	13,197
有形固定資産計	40,826	5,566	-	46,393	30,761	11,590	15,632
長期前払費用	2,533	-	560	1,972	889	-	1,082

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

  工具、器具及び備品  開発PC一式                    3,580千円

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
受注損失引当金	-	3,568	-	-	3,568

(注) 受注損失引当金は、対応する仕掛品との相殺前の金額で記載しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年6月末日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://ficha.jp">https://ficha.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第15期(自 2019年7月1日 至 2020年6月30日) 2020年9月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年9月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第16期第1四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出。

第16期第2四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日) 2021年2月12日関東財務局長に提出。

第16期第3四半期(自 2021年1月1日 至 2021年3月31日) 2021年5月14日関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月29日

フィーチャ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辻本 慶太

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィーチャ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィーチャ株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

受注制作のソフトウェア開発に係る受注損失引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、注記事項（重要な会計上の見積り）「1. 受注損失引当金」に記載のとおり、受注制作のソフトウェア開発のうち、原価総額が収益総額を超過する可能性が高く、かつ、当該損失を合理的に見積ることができる場合、受注損失引当金を計上している。当連結会計年度の連結貸借対照表において、仕掛品5,835千円（受注損失引当金3,568千円との相殺後金額である。）が計上されている。</p> <p>受注制作のソフトウェア開発は、プロジェクトの個別性が強く、仕様や作業内容は顧客からの要望により決定する。顧客からの要望の高度化、あるいは契約時には予見できなかった仕様変更や不具合の発生等による作業工程の遅れによって開発工数が増加し、原価総額が変動する。その結果、採算割れのプロジェクトが発生する可能性がある。</p> <p>受注損失引当金の算定における重要な見積りは原価総額であり、その原価総額の見積りにおける主要な仮定は開発工数である。原価総額の見積りは、不確実性を伴い、経営者による判断が重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、受注損失引当金の見積りは不確実性を伴うため、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、受注損失引当金の計上の前提となる原価総額の見積りについて、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原価総額の見積りを含む予算書の作成に関連する内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li> <li>・プロジェクトの進行状況や実際の原価の発生額、あるいは顧客からの仕様変更依頼に応じて、適時に予算書の原価総額の改訂を行う内部統制の整備及び運用状況を評価した。</li> </ul> <p>(2)原価総額の見積りの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算書における既発生原価と将来発生見込額の合計額が収益総額を超過する可能性があるプロジェクトを識別した。</li> <li>・識別したプロジェクトの進捗状況及び仕様変更等による原価総額の見直しの要否に係る判断について開発部責任者に質問を行い、作業工程表や費用の発生状況に照らして回答の合理性を検討した。</li> <li>・原価総額の算定の基礎となる人件費の金額及び工数データと予算書の数値を照合した。</li> <li>・原価総額の事前の見積額とその確定額を比較することによって、原価総額の見積りプロセスの評価を行った。</li> </ul>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年9月29日

フィーチャ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 辻本 慶太  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフィーチャ株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィーチャ株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

### 受注制作のソフトウェア開発に係る受注損失引当金の見積り

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。